

## 令和6年度第2回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所  
令和6年9月13日（金）  
午後2時00分～午後3時16分  
調布市国領町3丁目8番地1  
（公財）調布ゆうあい福祉公社 活動室2
- 2 理事の現在数 7名
- 3 定足数 4名
- 4 出席理事数 6名
- 5 審議事項
  - 議案第40号 専決処分の承認について（介護職員処遇改善加算に関する取扱規程の廃止）
  - 議案第41号 専決処分の承認について（介護職員等ベースアップ等支援加算に関する取扱規程の廃止）
  - 議案第42号 専決処分の承認について（介護職員処遇改善支援補助金に関する取扱規程の廃止）
  - 議案第43号 専決処分の承認について（給与規程の改正）
  - 議案第44号 専決処分の承認について（職務限定職員給与規程の改正）
  - 議案第45号 専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）
  - 議案第46号 専決処分の承認について（ホームヘルパー就業規則の改正）
  - 議案第47号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について
  - 議案第48号 ホームヘルパー就業規則の改正（案）について
  - 議案第49号 家事援助ヘルパー就業規則の改正（案）について
  - 議案第50号 令和6年度第1回臨時評議員会の招集について
- 6 報告事項
  - 報告第3号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について

### (1) 会議成立の報告

冒頭に定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

### (2) 議事録署名人の確認

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

### (3) 審議事項

- ア 議案第40号 専決処分の承認について（介護職員処遇改善加算に関する取扱規程の廃止）
- イ 議案第41号 専決処分の承認について（介護職員等ベースアップ等支援加算に関する取扱規程の廃止）
- ウ 議案第42号 専決処分の承認について（介護職員処遇改善支援補助金に関する取扱規程の廃止）

- エ 議案第 43 号 専決処分の承認について（給与規程の改正）
- オ 議案第 44 号 専決処分の承認について（職務限定職員給与規程の改正）
- カ 議案第 45 号 専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）
- キ 議案第 46 号 専決処分の承認について（ホームヘルパー就業規則の改正）

議案第 40 号から議案第 46 号までは、令和 6 年度介護報酬改定に伴う規程の改正に関連する内容となるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

「資料 1 を参照いただきたい。初めに、今回の改正、廃止の背景や主旨について説明する。介護職員の処遇改善加算について、令和 6 年度の介護報酬改定において、「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」の 3 つの制度が統合され、「介護職員等処遇改善加算」という制度に一本化されている。この報酬改定は、加算率の更なる引き上げや、事業者の事務負担の軽減、利用者からの理解の得やすさ等の観点から実施されたものである。

議案第 40 号、専決処分の承認について（介護職員処遇改善加算に関する取扱規程の廃止）及び議案第 41 号、専決処分の承認について（介護職員等ベースアップ等支援加算に関する取扱規程の廃止）は、資料の①番と②番の制度が廃止になったことに伴い、当該 2 規程を廃止するものである。

議案第 42 号、専決処分の承認について（介護職員処遇改善支援補助金に関する取扱規程の廃止）は、このたびの制度の一本化とは別に、令和 5 年 11 月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、介護職員の収入を引き上げるための措置として、令和 6 年 2 月から令和 6 年 5 月までの時限で実施されたもので、措置期間が終了となり、当該規程を廃止するものである。

議案第 43 号から議案第 46 号について、本改正は、介護職員の処遇改善制度が変更となったことから、給与規程・就業規則を改正するものである。

議案第 43 号、専決処分の承認について（給与規程の改正）は、正規職員の給与・手当について規定をしているものである。巻末の新旧対照表を参照願いたい。

まず本則部分であるが、介護職員の処遇改善について、全体の賃金水準等を考慮し、これまで、正規職員については対象外としていたが、新制度における制度運用を行うに当たり、処遇改善の対象に加えることとしたため、手当支給に係る規程を追加している。本則には、「処遇改善手当」、別表には、記載のとおり表記を追加している。

議案第 44 号、専決処分の承認について（職務限定職員給与規程の改正）であるが、本規程は、職務限定職員の給与・手当について規定しているものである。新旧対照表を参照願いたい。

職務限定職員については、これまでも処遇改善制度の対象であった。新制度に移るに当たり、ベースアップ等手当が廃止されているので、ベースアップ等手当の廃止、また、改正については、これまでの表記を生かしつつ、変更点のみ修正等を行っている。こちらも別表の改正がある。

議案第 45 号、専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）は、新旧対照表を参照いただき、嘱託職員の給与・手当の改正であるが、同様に、新制度に沿った手当の廃止、改正を行っている。こちらは別表はない。

議案第 46 号、専決処分の承認について（ホームヘルパー就業規則の改正）は、同じく新旧対照表を参照いただき、ホームヘルパーの就業規則も同様、新制度に沿った改正を行っている。こちらは、ベースアップ等手当がもともと対象外としていたので、処遇改善手当の改正のみである。」

監事より、「たくさん書類があつてなかなか見えないが、要は、法改正があつて、処遇としてはよくなるということか」との質問があり、事務局より、「この制度改正の主旨についても、加算率の引き上げがされているので、昨今の物価の上昇や賃上げの機運というところで、国のほうの介護保険報酬での処遇改善加算が引き上がるので、結果的には職員の賃金に反映がされるということである」との答弁があつた。

監事より、「どのぐらいアップされるのか」との質問があり、事務局より、「補助金の部分は、賃上げ率が 2%という国の目標があつたり、それぞれの制度で加算の引上げの率が異なるので、今回、制度がかなり複雑に変わっている。6 月から新しい制度になり、今まで、処遇改善加算の見込総額の計画段階であるが、1,000 万円ぐらいある。それが新制度に変わって、加算率が変わると 1,200 万円ぐらいになる。これは、制度改正だけではなく、私どもの処遇改善制度のランクが変わるという計画も見込んでいるので、制度的にはかなり複雑で、それぞれの事業所独自の申請状況にもよるので、一律そうなるとは言えないが、ゆうあいのほうではそういう現状にある」との答弁があつた。

監事より、「次年度の予算の獲得等には、このままの金額で、予算申請などの根拠になるのか」との質問があり、事務局より、「公社の財源として、補助金と委託金と、あと自主財源がある。補助、委託に関しては、調布市のほうから補助金または委託金という形で、今ちょうど予算要望協議時期であるが、令和 7 年度の予算協議があるので、こういった法改正は反映していただけるようお願いをする」との答弁があつた。

理事より、「仕組み的な話であるが、取扱規程の廃止が今回の議案に上がって、内容的には、介護職員等処遇改善加算に関する取扱規程に移るということである。規程の表の下に、令和 6 年 6 月 1 日制定となっているが、理事会にかからないのはどうしてか」との質問があり、事務局より、「資料 1 の一番最後に「参考」で書いてあるが、制度改正とか制度創設に係る理事会の時期がズレており、「介護職員等処遇改善加算に関する取扱規程」は、令和 6 年 6 月 1 日施行で、第 1 回定時理事会で議案として提案し、既に規程が承認されているので、今回は提出していない」との答弁があつた。

議案第 40 号から議案第 46 号については、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ク 議案第 47 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について

ケ 議案第 48 号 ホームヘルパー就業規則の改正（案）について

コ 議案第 49 号 家事援助ヘルパー就業規則の改正（案）について

議案第 47 号から議案第 49 号までは、東京都最低賃金の改正に関する内容となるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があつた。

「議案第 47 号、嘱託職員等就業規則の改正（案）について、本件は、最低賃金の引き上げに伴い、嘱託職員等の賃金表の単価について、最低賃金を上回る額に改正する必要があることから提案をするものである。

新旧対照表を参照いただきたい。東京都最低賃金については、令和6年10月1日を発効日として、現行の1,113円から50円引き上げ、1,163円とすることについて官報公示された。別表第2、下の段の2. 臨時職員賃金表について、事務、運転手、介護士等の職種間の間差や全体の賃金水準を考慮し、記載のとおり単価を見直す。なお、上の段、1. 嘱託職員賃金表については、例年、最低賃金改正時にベースアップを行う場合があるが、今回の改正においては現行の水準を維持することとし、ベースアップを見合わせることにしている。

議案第48号、ホームヘルパー就業規則の改正(案)については、新旧対照表、別表第2、登録型ヘルパー賃金表で、「その他」という項目の単価を1,170円に改めるものである。議案第49号、家事援助ヘルパー就業規則の改正(案)については、新旧対照表、第17条(賃金)の表中、家事援助業務の単価及びその他の業務の単価を、それぞれ1,170円に改める」。

監事より、「嘱託職員等就業規則の改正の最後のところで、最低賃金が上がるとするのは、1,120円が1,170円、これは置き換わるというのはすぐ分かる。それ以外の、若干上がっている部分で、加重、按分とか、その計算方法は、何%とか、そういう形の計算なのか」との質問があり、事務局より、「今回、最低賃金が約5%の賃上げぐらいに率としてはなっているが、例えば介護士とか、相談職、この50円は、一律50円を上げていないので、上の嘱託職員賃金表の1の単価に全て合わせたというところがあり、賃上げ率とか、そういった部分に関してはあまり考慮はしていない。臨時職員賃金表の単価自体が、無資格は別として、嘱託職員賃金表の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10という号があるが、この1の単価に揃えているので、改正の参考となる値としては、こちらを参照している」との答弁があった。

監事より、「相対的に言えば、単純に言えば、相談職と栄養士が1,430円から50円上がる。ほかのところも50円上がる。その上がり幅の計算というのは、その5%が根拠なわけではないのか」との質問があり、事務局より、「全体のバランスを見ながら。一律50円ベースアップするという考え方としてはやっていない」との答弁があった。

理事より、「ホームヘルパーのほうで、「その他」だけが上がって、ほかが上がらないというのは、嘱託職員のほうと整合がとれないが、なぜか」との質問があり、事務局より、「ホームヘルパー就業規則の改正について、こちらの賃金単価は、「その他」と、それ以外の、身体介護、身体生活、生活援助という単価がある。ホームヘルパー就業規則で規定する職員が、単価表のところにもある、登録型ヘルパーという形になる。この登録型ヘルパーの働き方、あと就業の形態であるが、基本的には単価ベースでお仕事をするという、いわゆる所定があるようで、実績で給与が積み上がっていくような働き方である。この1,150円、1,500円、1,350円というのが、介護報酬単価から、いわゆる賃金の費用ベース、あと利益等を勘案して決められている単価であるので、基本的には、こういった最賃や昇給といったものは前提として考えない働き方になっているので、最低賃金に抵触する部分のみ改定している。

今回、介護報酬改定があった中で、4月、訪問介護、1時間幾らの部分が、実は下がっているんで、ここで賃金を上げることがまずできない。もともと1時間の介護幾らに対する賃金なので変えることはないが、逆に今回はその介護報酬が下がっているんで、本

来、時給としては下げてもいいくらいなのだが、それはできないので、維持している。ただ、「その他」に関しては、最低賃金を下回るので、上げているという状況である。介護職員の処遇改善の加算は、全ての介護職員を対象に、賃金にプラス処遇改善手当、一時金という形で、いわゆる賃金が増える要素になるので、それは、登録型ヘルパーも対象として支給しているもので、こちらは、基本賃金の部分は上げていない」との答弁があった。

理事より、「第 49 号の議案書の 11 ページ、第 11 章のところ、年齢のところは赤字になっているが、このことについてはご説明がなかった。もう一つ、第 47 号は、タイトルに「(案)」というのを書いているが、なぜ第 47 号は新旧対照表のところは「(案)」とならないのか。家事援助とか、そういうところには「(案)」と書いてある。瑣末なことだが、わざわざ入れているなら、これもそうなのか、それは関係ないことなのか」との質問があり、事務局より、「まず、議案第 49 号の 11 ページの赤字の部分であるが、こちらは、単純な事務局の資料作成ミスである。前回改定部分の赤字が名残として残ってしまった。今回の改正には一切関係ない部分である。本来、黒色で表示する部分である。申し訳ない。

第 47 号については、使っているフォームが少し異なるため、ご指摘のことを反映するとすれば、「嘱託職員等就業規則」という上の大タイトルに「(案)」と表示するか、もしくは、「新旧」という下のところに規定タイトルを入れて、(案) と (案) なしというこゝとで表示すべきだったというふうと考えており、次回以降、資料づくりに反映する」との答弁があった。

議案第 47 号から議案第 49 号については、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

#### サ 議案第 50 号 令和 6 年度第 1 回臨時評議員会の招集について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第 18 条の規定により、理事会の決議に基づいて理事長が招集することとなっている。このことから、令和 6 年 9 月 25 日（水曜日）午後 2 時より、事業等の執行状況についてご報告させていただくため、第 1 回臨時評議員会の開催についてお願いするものである」。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

### (4) 報告事項

#### ア 報告第 3 号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について

理事長より次のように報告があった。

「令和 6 年度は、昨年度を上回る夏の猛暑や台風の影響などがあったが、上半期に予定していた会議や勉強会、また、各種イベント等については、概ね順調に実施することができた。

一方で、令和 6 年度は、かねてより所管の高齢者支援室を窓口、調布市と協議を重ねてきた、国領高齢者在宅サービスセンター事業の再編並びにぷちぼあん事業主体の調布市への移管が開始という、大きな課題を抱えつつ始まった年度となった。これについて

は、公社にとっても、ほぼ経験のない大きな変更で、現在も、担当部署の職員を中心に、成果につなげるべく、試行錯誤の最中である。

個別には、3事業を2事業に減らした調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業においては、それぞれの事業で定員の拡大等も行ったが、猛暑や大雨等の悪天候の影響もあり、その効果がはっきりしていない状況である。

特に、調布市の施策として、注力を予定していた総合事業通所型サービス、いわゆる市基準については、バスストップ方式による集客の構想が、現在は頓挫をしている状況で、全ての稼働日を埋めることができていない。したがって、各地域包括センターを回り、営業に努めるなど、地道な広報活動を行いつつ、事業展開の拡大を目指しているところである。

一方、事業主体を調布市に移管したぶちぼあん事業については、土曜日の稼働も開始するなど、概ね順調な事業展開が続いている。

令和5年度より調布市の委託を受け、開始をしたヤングケアラー・コーディネーター事業については、所管の児童虐待防止センターを窓口にも、調布市と協議を重ね、令和6年度から、担当職員の身分を嘱託から正職に変更した。これにより、担当職員の雇用条件を向上し、より一層職務に専心できる環境が整備できたと考えている。

また、令和6年度は、第3次中期計画スタートの年度でもある。計画の策定に当たっては、職員間で、昨今の社会情勢や計画の期間を踏まえた議論を行い、取りまとめをすることができた。しかしながら、個別事項の目標並びに目標値の設定に関し、公社全体でそれを共有する十分な議論ができなかった点は、反省点としていく。

その結果、今理事会でも参考資料として提出した、「令和6年度事業進捗状況（4月から7月実績）」との連動があまり明確ではなく、外部の方々には、公社の目指す方向性が分かりづらいのではないかと懸念している。今後、改善も含め、内部で検討をしていきたい。

最後に、自主事業の収支状況である。

自主事業については、令和6年度から居宅介護支援事業と訪問介護事業の2事業になったことから、これまで以上に、各事業単位での収支について注視をする必要を強く感じている。そこで新たに、管理職と自主2事業の管理者、計6人から成る経営会議を編成し、毎月定例で、事業の進捗や収支の状況等を共有しているところである。

居宅介護支援事業では、令和5年度ほどではないものの、現状は収支でマイナスが続いている。ただし、月を追うごとにその幅は縮小している。他方、訪問介護事業については、比較的堅調に推移し、現況においては、居宅介護支援事業のマイナス分を補う収支を見込んでいる。不測の事態も起こり得るので、磐石とは言えないが、現在の状況が維持できれば、自主事業総体での収支はプラスとなる見込みである」。

常務理事より次のように報告があった。

「福祉業界は相変わらずの労働力不足で、公社においても、令和5年度後半からバタバタと正規職員の離職が続いた。この間、事務局長として、第3次中期計画の策定や、令和6年度からの国領高齢者在宅サービスセンター事業やぶちぼあん事業の改編、また、自主事業の収支均衡等、大きな課題とも直接的にかかわってはきたが、いかんせん、退職者の補充がなかなかかなわないので、畢竟、組織・事業の維持継続が優先となり、その

一方で、人の補填、補充に追われていたというのが、この半年余りを総括しての実感である。

幸い、ここに至り、正規職員の補充もかなったので、事業拡充にもようやく目を向けられる状況になりつつあるというのが、事務方としての本音ではある。

そうした中で、令和6年度の状況であるが、2年目を迎えたヤングケアラー支援事業で、担当職員の処遇を正規職員に向上させ、雇用状況の安定化を図った。これにより、人材確保の面で懸念材料が減り、事業の拡大や安定化に専心できると考えている。

現在は、子ども家庭支援センターすこやかと連携し、絶えず増減はあるが、担当職員が、小学校低学年から概ね18歳までの児童等、およそ40ケースの情報を収集し、そのうち3分の1程度と何らかの接触を図った。かかわりの度合いについては、個別の状況等で濃淡はあるが、なるべく途切れることのないよう努めている。

保護者も含め、順調に関係性の築けたケースもあり、中には、令和5年度から、公社のヘルパーが支援を行っている例もある。

そのほか、普及・啓発活動として、担当職員が、子ども食堂や学童クラブ・介護事業所・医療機関などを訪問し、情報交換をするなど、顔の見える関係づくりに努めた。

令和6年度は、既存のケースで、担当児童等が18歳以上になる例も出てきており、今後、制度や枠組みにとらわれない支援を模索する必要性も認識しているところである。

また、至る所で老朽化の否めない公社の設備であるが、猛暑の影響も大きかったのか、8月下旬に、厨房のエアコンが故障する事態に陥った。「日々の食事の提供」という役割を担う食事サービス事業を軽々に止めるわけにもいかず、調理の協力会員の皆さんには、大変なご負担をかけながらの事業継続となった。

事務方も、大至急での対応をしたが、何分大がかりな交換・設置工事であることから、9月11日から13日の期間で入れ替えが完了する見込みである。

併せて、老朽化の著しい蛇口の水栓についても、同時に修繕を行った。

厨房設備については、2009年に大規模修繕を実施したが、その後、およそ15年が経ち、様々な経年劣化が散見される。調布市とも協議しながら、計画的な修繕の対応を進めたいと考えている。

最後に、公社の利用会員・協力会員の状況である。

資料2-1の下段であるが、利用会員世帯数については、コロナ禍での減少を挽回し、回復をしている。一方、協力会員については、令和5年度までは、長期にわたり徐々に減少する傾向にあったが、令和6年度は、徐々に増加する傾向に転じた。特に最近は、過去にあまりなかった学生の登録が見受けられる。皆さんの志・意欲をしっかりと受け止め、「登録」で終わらせないように、心していく。

事務局より次のように報告があった。

「資料2-2は後ほどご確認願いたい。資料3、執行状況及び財務状況についてである。

1ページ、(1)収支執行状況、「1概要」の赤枠部分である。4月から7月末までの収入は2億4,036万円余、支出は1億6,392万円余、収支差額は7,644万円余となった。

下段の「2事業別」についてである。

初めに、補助事業等であるが、収入については、前年度比大きな変動はない。支出については、黄色い帯の一般管理費であるが、管理事務費・人事管理費が増加している。こ

れは主に求人のための広告費用がかさんだことによるものである。

2 ページ, 3 ページは受託事業である。令和 6 年度から, デイサービス事業の見直しが行われた関係で, 一番上の在宅サービスセンター事業, その下の市基準通所型サービスの予算配分・予算規模が変更となっている。中段のデイサービスぷちぼあん事業については, 自主事業から受託に代わっており, 前年度対比はない。

3 ページ, 上から 2 段目, 軽度生活援助事業については, 調布市の判定業務に左右されるもので, 現時点で利用の実績はない。

4 ページ, 自主事業である。先ほど受託事業でご説明したが, デイサービスぷちぼあん事業が移管されている。

続いて, 令和 6 年度自主事業月次損益推移表及びモニタリングシートについてである。資料 4, 「見込有り」と「見込無し」の 2 枚あるが, 「見込有り」でご説明する。

こちらは, 4 月から 7 月までの自主事業における実績及び決算見込の状況を表したものである。

初めに, 訪問介護事業は, 処遇改善加算を加味した実質収支差額について, 190 万円余の黒字を見込んでいる。この表の真ん中下のほうに「モニタリング項目」と書かれているが, そのすぐ上の行になる。「実質収支①-②-③+④」, 「収支差額 K (H-J)」, ずっと右のほうへ行って, 合計の交わる部分になるが, 198 万円余の黒字となっている。新規を拒まず, 積極的に引き受けているが, 廃止や休止も多く, 利用者増については現状維持が続いているという状況である。

次に, 居宅介護支援事業である。

収支差額は, 136 万円余の赤字を見込んでいる。真ん中あたり, 「収支差額 C (A-B)」で, ずっと右のほうへ行って, 合計, マイナス 136 万円余となっている。

令和 5 年度の同時期は, 500 万円余の赤字を見込んでいた。特定事業所加算の取得により, 収支は大きく改善している。目標である赤字の解消には至っていないが, 引き続き新規利用の獲得に努めていく。

一番下の表が, 2 事業を合計した表になる。一番最後の段, 自主 2 事業合計で, 62 万円余の黒字を見込んでいるが, 3 事業体制から 2 事業体制になり, 事業単体として, 以前にも増してしっかりと運営していかなければならない状況で, 収支状況を注視していく。また, 人材確保・育成など経営面の課題にも対応していく。

理事より, 「協力会員の人数だが, 過年度よりかなり減ってきてつつも, 最近増えてきているということで, 平均年齢的には幾つぐらいなのか」との質問があり, 事務局より, 「平均年齢を明確に出していないが, 60 代, 70 代の方が一番多い年齢層になり, 40 代, 50 代の方はかなり少ない状況である」との答弁があった。

理事より, 「最近増えている方の年齢層もその辺なのか」との質問があり, 事務局より, 「傾向は変わらないと思う。ただ, 学生の方への働きかけを強化している関係で, 大学生が配達とかホームヘルプでも活動されていて, 極端に若い方々の登録が増えている傾向にはある」との答弁があった。

理事より, 「学生さんに入っただけだと, いいことだなと思う。ただ, 週の一人当たりの活動回数が少し減ってきているのではないか。その辺をこれからどうするのか, 気になっている」との質問があり, 事務局より, 「以前と比べて, 調理活動, 配達活動で, 土

日祝日だけ活動したいとか、週に5日間毎日ボランティアをしますという方々は、今ほとんどおられない。調理に関しても、専業主婦の方が以前は多くて、日中、時間があって、時間が取れるという方がおられたが、社会的な状況の変化というのもあって、ニーズとしては、1回2回でも自分の空いている時間に活動をしたいという方が増えているので、傾向としてはそういう形になる。対策を考えてはいるが、なかなか打開策がないため、協力会員もなかなか増えないし、活動自体のマンパワーも足りていないという現状である。まずは登録数を増やしたいと考えているが、逆を返せば、個々のニーズに合わせた、できるところから何かをやっていただくことにつながるといって、きめ細やかに対応をしていきたい」との答弁があった。

理事より、「当面、それしかないのだろうと私も思うので、よろしくお願ひしたい。

あと、配達の仕事などをどうやって変えていくとか、そんなことも少し考え始めたほうがいいのかなと思う。なかなか難しい話だと思うが、頭の隅に置いていただけたらと思う」との意見があった。

理事より、「共働きが増えているので、以前のように、専業主婦の方が調理に入るなり、ボランティアに入るなりということが、目に見えて減ってきている。ただ、共働きじゃない方もおられる。お子さんが保育園に通っているお母様は、もちろん皆さんお仕事を持っているので保育園に入るのだが、幼稚園のほうへ募集の攻撃をしたらよいのではないか」との意見があり、事務局より、「協力会員の募集に関しては、チラシをスーパーに貼らせていただくとか、これまであまり働きかけを行っていなかったようなところにも、職員が出向いて、やっているの、幼稚園等、広く、これまでの固定観念を捨てて、頑張っていきたい」との答弁があった。

理事より、「ボランティアが足りないというのはいちだけではなく、どのボランティア団体も人が足りなくて困っている状況だと思う。ご苦労だが、よろしくお願ひしたい」との意見があった。

理事より、「退職者がたくさん出たので補填が大変だったということだが、今は、充足率はどうか。もう十分新しい方が入られたのか」との質問があり、事務局より、「正規職員については、9月1日付で2人入ったが、欠員が一つで、そこは埋まっていない。ただ、非常勤の職員が、募集をしても全然来ないという状況である。どうしても賃金の面で見劣りがするため、そこが課題ではある」との答弁があった。

理事より、「人数が少なくて欠けている部分があると、いろいろ運営でお困りになっていることとか、したくてもできないこととか、その辺のご苦労もおありかと思うが、やり繰りされているのか」との質問があり、事務局より、「人が足りないが一番問題なのは、拡大ができないことである。今やっていることを維持するのが精一杯になってしまい、新しいことに手が出せない。職員そのものも、手前の仕事が忙しくて、新しいことを考える時間がないという状況が続いてしまうので、そこが一番悩みである」との答弁があった。

報告のとおり、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。